

操縦免許証失効再交付講習登録更新証

国海技第62号の4
令和4年6月15日

一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会 殿

国土交通大臣



令和4年5月11日付けをもって登録の更新申請のあった操縦免許証失効再交付講習について、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第84条の4により準用する第4条の7の規定に基づき操縦免許証失効再交付講習の登録期間を下記のとおり更新したので、通知する。

記

1. 登録年月日	平成16年6月18日
2. 登録番号	操失講第1号
3. 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会 会長 戸田 邦司 神奈川県横浜市中区本町四丁目43番地
4. 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地	別紙
5. 登録操縦免許証失効再交付講習の種類	小型船舶操縦士失効再交付講習
6. 更新期間	令和4年6月18日から令和7年6月17日まで